

○原因と課題に関する論点（第 1 回委員会の意見から）**1 人員配置・体制について****（第 1 回委員会の意見）**

- ・報告書のなかで、当該職員が自分の困難な状況を周りに発信すべきだったという整理がなされていたが、状況を発信すれば周りの職員がサポートできる状況だったのか。
- ・職員全体がお互いに困難な状況だと認識していて、遠慮があり、言い出しにくい状況だったのではないか。
- ・国立市は 1CW 当たり受給者数 100 世帯と整理しているということだが、これが標準数の 80 世帯に減らせば、同様のことは起きないのか。

2 経験年数と資格の有無について**（第 1 回委員会の意見）**

- ・1～2年目の職員が質問したいときに、一部の経験の長いCWやSVに質問が集中し、言い出しにくい場面が生じることや、質問の機会を失う等の問題が起きると思うが、経験年数の長い職員をバランスよく配置することの必要性・重要度についてどう考えていくか。
- ・有資格者であっても、1～2年目の職員が実務をすぐにできるわけではない。その点でも経験者を配置することは必要と思われるが、その重要度をどう考えていくか？。
- ・他自治体を含めて統計をとった結果、法第 63 条や法第 78 条等については有資格者の有無や人数ではなく、明らかに経験年数の長い職員が多い自治体の発生件数が少なくなっている。

3 人材育成について**（第 1 回委員会の意見）**

- ・研修などで実際のケースワークについて体系的に学ぶ機会を得られているか。
- ・地域の社会資源が CW に求めている役割と、実際の現場での CW のできる業務や感覚とのズレや、地域の社会資源との連携方法がわからず CW 一人が抱え込まざるを得なくなること等が、CW の負担感が増しているようだが、地域の社会資源の機能や連携方法を学ぶ研修の機会などはあるか。

4 生活保護制度の構造的な問題について**（第 1 回委員会の意見）**

- ・地区担当を置くことで、責任が明確になる反面、必ずその地区で起きた問題は事務処理もケースワークも全てその担当者が処理しなければならないということになっている。
- ・生活保護費の算定方法・支給方法が事由発生後の事後的調整を前提に成り立っており、常に保護費の返還や追加支給という処理が発生している。